

○御杖村おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)の予防及び重症化の防止を図るため、任意接種であるおたふくかぜワクチンの予防接種(以下「予防接種」という。)に係る費用の一部を助成することにより、子どもの健康の保持増進及び重篤な合併症の発生防止並びに子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、御杖村補助金交付規則(平成15年御杖村規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 助成の対象者は接種日において御杖村に住所を有する者で、満1歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者とする。

(助成金の額及び助成回数)

第3条 助成金の額及び助成回数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成金の額は、接種1回につき8,000円を上限とする。
- (2) 助成回数は、1人につき2回を限度とする。

(助成を受ける方法)

第4条 申請者が助成を受けようとするときは、次の書類を添えて村長に申請するものとする。

- (1) おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成申請書(様式第1号)
- (2) 予防接種の費用が確認できる領収書(以下「領収書」という。)
- (3) 予防接種の事実が確認できる書類(母子健康手帳の写し)等

2 申請期限は、接種した年度の3月31日までとする。

(助成の対象外)

第5条 次のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

- (1) この告示の施行日前に接種したもの
- (2) 領収書の提出がないもの
- (3) 予防接種の事実が確認できないもの
- (4) 他の公的制度により全額が助成されているもの
- (5) その他村長が不相当と認めるもの

(助成決定)

第6条 村長は、第4条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは申請者に助成金を支払うものとする。

(健康被害救済)

第7条 この予防接種により健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の医薬品副作用被害救済制度の対象となる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成申請書
[別紙参照]